

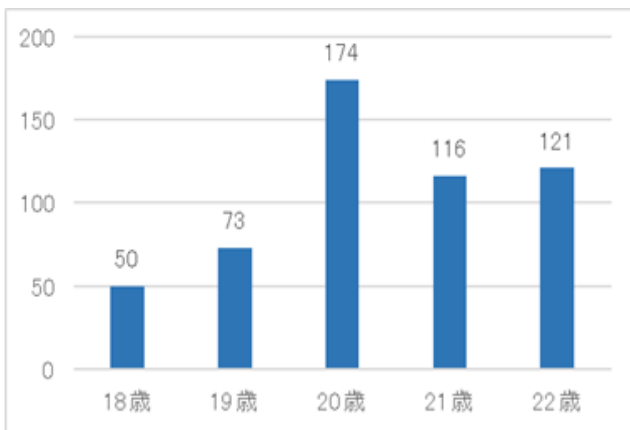
悪質商法、若者が標的

民法改正により、令和4年4月1日から、民法での成年年齢が引き下げられ、18歳から成人として扱われるようになります。契約を結ぶに当たって、親権者の同意が不要となる半面、未成年者取消権が行使できなくなることから、経験の浅い大人になりたての若者が悪質商法のターゲットとして狙われることが危惧されます。

▼間違いメールをきっかけに親しくなった女性から「20歳の誕生日にお祝いをしたい」との申し出を受けた。待ち合わせをした後、女性の勤務先の店舗に付き添っていくことになり、高額なダイヤモンドルース（裸石）を契約した。（20歳・会社員）

▼大学の仲間から誘いを受け、喫茶店でもうかるビジネスの話聞いた。1年間で数百万円を稼げる投資用USBメモリーの勧誘を受け、80万円でそのUSBを購入する契約に承諾した。指示されるまま消費者金融2社から借金してその場で現金で支払ってしまった。（20歳・学生）

▼SNS（会員制交流サイト）の広告で誕生日特典といってエステの無料クーポンが届き予約した。施術中に高額なコースの勧誘を受け、断り切れずクレジットを組んで高額な美顔施術コースの契約をした。（20歳・アルバイト）



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
成年前後の若者に関する相談件数

契約に関する知識や社会経験の少ない若者が、異性からの勧誘やもうけ話など、さまざまな場面で消費者トラブルのきっかけとなることが潜んでいます。冷静に判断できないまま、これらのトラブルに知らないうちに巻きこまれる恐れも少なくありません。

ご家族など周りの人々が若者に対して気軽にどんなことでも相談できるよう働き掛け、見守っていくことを心掛けていきましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。